

# 宮古市障害者等自発的活動支援事業について

## 1 事業内容

障がい理解の促進や社会的障壁の除去など、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるようにするために障がい者、その家族、地域住民などの団体が行う活動に対して補助金を交付する事業です。

## 2 対象者

市内に拠点があり、市内に住所を有する者で構成される構成員5人以上の下記の団体

- ・障がい当事者団体・障がい者の家族により構成される団体・自治会・ボランティア団体
- ・NPO 法人（障害福祉サービス提供法人を除く）

## 3 対象事業

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| ピアサポート      | 悩みの共有や情報交換できる交流会を開催する事業           |
| 引きこもり対策     | ピアカウンセリング、喫茶・サロンを実施する事業           |
| 災害対策        | 地域における災害対策等の知識習得のための講演会等を開催する事業   |
| 孤立防止        | 地域の障がい者が孤立することがないように見守り活動を行う事業    |
| 社会活動        | ボランティア活動や障がい者の社会復帰に関する情報提供や普及啓発活動 |
| コミュニケーション支援 | 手話教室や音声訳教室などのコミュニケーション支援の活動       |
| ボランティア活動    | ボランティアの養成や活動                      |
| 理解促進啓発      | 障がい理解のための講演会やイベントの開催、パンフレット作成     |

## 4 対象経費

|      |        |       |                |
|------|--------|-------|----------------|
| 謝金   | 講師への謝金 | 印刷製本費 | パンフレット、ポスターの印刷 |
| 旅費   | 講師の旅費  | 通信運搬費 | 切手代、送料         |
| 宿泊費  | 講師の宿泊費 | 保険料   | イベント開催時の保険料    |
| 消耗品費 | 事務用品   | 使用料   | 会場使用料、設営料      |

※団体の運営費、備品費、食糧費は対象外

## 5 補助金額

補助率：10/10

上限額：1事業につき10万円、2事業以上を実施する場合は20万円

※詳しい資料が必要な場合は、下記問い合わせまでご連絡ください。

### 【お問い合わせ】

宮古市 保健福祉部 福祉課 障がい福祉係  
☎0193-62-2111（内線1223）



サーモン君



みやこちゃん